

法令トピックス

令和2年12月号

【労務】高年齢者雇用安定法の改正～70歳までの就業機会確保～

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

今回の改正は、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設けるものです。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/201208-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html

【労務】2021年3月から障害者の法定雇用率が上げられます

障害者雇用を促進するため、企業には常用雇用労働者の人数に対し、一定の割合の障害者を雇用する義務が課せられています。この割合のことを法定雇用率と呼び、2021年3月1日より上げられます。また、障害者雇用に関して、今年4月より障害者雇用に関する優良な取り組みを行う中小企業への認定制度が始まっています。現時点では、民間企業の障害者の法定雇用率は2.2%とされており、常用雇用労働者45.5人以上の企業において1人以上の障害者を雇用する義務が課せられています。これが、2021年3月1日より2.3%へ上げられ、対象となる企業の範囲が、常用雇用労働者43.5人以上に広がります。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/201208-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougai-shakoyou/index.html

【経営】平成31・令和元年の年休の取得率56.3%で過去最高

厚生労働省から、「令和2年就労条件総合調査 結果の概況」が公表されています。「就労条件総合調査」は我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的としており、常用労働者30人以上の民間企業で、このうち6,406社を抽出して令和2年1月1日現在の状況等について1月に調査を行い、4,191社から有効回答を得たものです。今回の調査結果で、年次有給休暇の取得率が過去最高となったことが明らかになりましたが、政府は、令和2年までの目標として取得率70%を掲げており、その達成にはほど遠い状況には変わりありません。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/201208-03.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/20/index.html>

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。

人といきる



千代田区飯田橋1-8-10 キャッスルウェルビル8階
あすか社会保険労務士法人
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525
E-mail info@asuka-sr.or.jp
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>